

平成24年 6月20日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

6番	早川公二	7番	平野広行
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防 災 安 全 課 長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
- 日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算(第2号)

(追加提案)

- 日程第10 議案第38号 訴えの提起について
- 日程第11 発議第4号 ごみ袋問題調査特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時13分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第6 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第7 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について

日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第9 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第30号から日程第9、議案第37号まで、以上8件を一括議題といたします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案8件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

~~~~~  
日程第10 議案第38号 訴えの提起について

議長（佐藤高清君） この際、日程第10、議案第38号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号訴えの提起につきましては、別紙対象物件一覧に記載された土地はいずれも地目が雑種地になっていますが、実際には市道及び水路用地内の土地でありまして、長年月に

わたり利用されるとともに、本市は所有の意思を持って占有し管理してまいりましたので、民法第162条による取得時効成立による所有権確認請求の控訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長、議案を説明お願いいたします。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第38号訴えの提起について、御説明を申し上げます。次のとおり市管理の公共施設用地内の土地について、所有権確認請求の訴えを提起するものでございます。

1番、訴えの趣旨、市道及び市管理の水路用地内の土地につき所有権の確認を求める。2. 訴えの理由、市道及び市管理の水路用地内の土地につき民法第162条による取得時効成立による所有権取得の確認のため。3. 訴えの相手方、弥富市前ヶ須町野方713番地、佐藤徹郎氏。4. 訴えの対象物件、これにつきましては2枚目の対象物件一覧にございます10件であります。5. 授権事項、必要に応じて次の行為をすることができる。(1)訴えの取り下げ、和解、請求の放棄または認諾。(2)控訴、上告またはその取り下げ、(3)その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為。6. 管轄裁判所、名古屋地方裁判所または津島簡易裁判所。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切り、本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第11 発議第4号 ごみ袋問題調査特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、発議第4号は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 発議第4号ごみ袋問題調査特別委員会の設置について、提案をさせていただきます。

この問題につきましては、皆さん方も御承知のように、本日の新聞紙上にも出ておりますように、市民の関心も非常に高いわけでありまして、市当局としても、議会としても、きちっとこの調査をして、そして事のよしあしを決めていく必要があると考えるのでございます。

そうした意味から、次のとおり、ごみ袋問題調査特別委員会の設置をいたしたいと思います。平成24年6月20日提出。弥富市議会議員 佐藤博、以下5名の提案者をもって提案をさせていただきます。

名称につきましては、ごみ袋問題調査特別委員会。設置根拠につきましては、地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条によります。目的につきましては、ごみ袋問題に関する事項の調査であります。委員定数は9名であります。

委員の名簿につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。なお、正・副委員長も名簿のとおりです。よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

いたします。

~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行